

日本学生支援機構の給付奨学金(家計基準)の審査における
支給額算定基準額の算定のための課税証明書の見方(2023年度版)

【この資料は、2023年度に申し込む予約採用、秋の在学採用、適格認定(経済)及び2024年度春の在学採用向けです。それより前の申込みは、2022年度版をご覧ください。】

令和5年度(令和4年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例)

納税義務者		住所 ■■■県▲▲市市谷本村町10-7	第 〇〇〇 号
氏名 機構 次郎		生年月日	平成7年4月1日
合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	1,558,050 円
所得の内訳	給与所得 2,487,200 円 雑所得 0 円 事業所得 0 円 不動産所得 0 円 譲渡所得 0 円 一時所得額 0 円 【以下余白】	所得控除の内訳	控除対象配偶者(一般)老人・その他の同一生計配偶者 0 円 配偶者特別控除 0 円 扶養親族 0 人 扶養障害者 0 人 本人該当 1 人 障害者特別・原爆・他障害 0 人 寡婦・ひとり親 0 人 勤労学生 0 人 未成年 0 人 雑損 0 円 医療費 0 円 小規模企業共済等掛金 0 円 社会保険料 568,050 円 生命保険料 0 円 地震保険料 0 円
収入	給与収入 3,787,000 円 公的年金収入 0 円	課税標準額	929,000 円
繰越控除	0 円	課税標準の内訳	課税総所得金額 929,000 円 課税山林所得金額 0 円 【以下余白】
総所得金額等	2,487,200 円	16歳未満扶養親族	1 人
備考		課税標準額	929,000 円
		課税標準の内訳	課税総所得金額 929,000 円 課税山林所得金額 0 円 【以下余白】
上記について相違ないことを証明する。		令和5年7月1日	■■■県▲▲市長 機構 太郎

上記の課税証明書は一例であり、特定の市町村のものではありません。課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)の書式は自治体によって大きく異なります。自治体により、例に記載されている項目が存在しなかったり、名称が異なったりする場合があります。ただし、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では、支給額算定基準額は算定できません。上記の例では、支給額算定基準額の算定に直接用いない項目は、背景をグレーで表示しています。なお、下記は令和5年度(2023年度)の税情報をを用いた見方です。

- 課税証明書の「年度」は、「その年度の前の年の収入」に関するものです。奨学金に申し込んだ時期や適格認定の時期により、審査で参照する年度は異なります。
 - 氏名が生計維持者または申込者(奨学生)本人のものである必要があります。なお、給付奨学金の支援区分は、全ての生計維持者と申込者(奨学生)本人の全員の支給額算定基準額を合算した額により決まります。
 - 本人該当の区分が障害者・寡婦又はひとり親・未成年のいずれかに該当する方で、合計所得金額が135万円以下である場合は、支給額算定基準額が0円になります。なお、「本人該当」の「本人」は課税証明書の氏名の方を指します。また、自治体によっては、未成年かどうかは区分に掲載されない場合があります。このとき、未成年かどうかの判定は、生年月日を参照しうえて、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日(上記の例では、2023年1月1日)になされています。
 - 総所得金額等が以下の計算式により算定された金額以下である場合、支給額算定基準額が0円になります。 $35万円 \times (1 + 扶養親族の数 \times 1) + (32万円 \times 2) + 10万円$
 - ★1 扶養親族の数とは、以下の合計です。
 - ・控除対象配偶者(自治体によっては「同一生計配偶者」表記)に一般または老人またはその他の同一生計配偶者が該当している場合、1人。
 - ・扶養親族の、特定と老人とその他(自治体によっては「一般」)の人数の合計。なお、老人の同居は内数なので合算しないでください。
 - ・16歳未満扶養親族の人数。
 - ★2 扶養親族の数が1人以上である場合のみ、32万円を加算します。なお、「総所得金額等」が記載されていない場合、「合計所得金額」から「繰越控除」(繰越損失)を差し引いた額が「総所得金額等」です。繰越控除がない場合、総所得金額等と合計所得金額は同額です。総所得金額等の記載がある場合、繰越控除は使いません。
 - 上記③④に該当せず、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日時点で生活保護法に定める生活扶助を受給していない場合には、以下により支給額算定基準額を算定します。 $課税標準額 \times 6\% - (調整控除額 + 調整額) \times 計算結果100円未満切り捨て$
 - ★ 課税者が政令指定都市である場合、(調整控除額 + 調整額)の部分を3/4します。
 - ・課税標準額について
所得割額の基礎となる金額で、総所得金額等から所得控除合計額を差し引いたものを指します。これに税率をかけたものが所得割になります。課税標準額が明示されていない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です。
 - ・調整控除額について
平成19年度に国から地方への税源移譲があった際、納税者の負担が増加しないよう、控除が設けられたものです。支給額算定基準額の算定に必要となるのは、地方税法第314条の6に基づく市町村民税の調整控除額です。都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。
 - ・調整額(税額調整額)について
所得割額には非課税となる所得の限度が設定されており、所得がその限度以下であると非課税となります(上記④)。
④の額を少し超える程度の所得の人は所得割額を課税されることとなりますが、そのまま納税した場合には、納税後の実質的な所得が④の額を下回る場合があります。そのようなことが生じないよう、④の額を少し上回る所得の方については、所得割額から一定の額を控除し、調整することとなっているものです。支給額算定基準額の算定に必要となるのは、地方税法附則第3条の3第5項に基づく市町村民税の調整額です。都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。当該項目が存在しないなど、記載されていない場合には、0円と扱います。自治体によっては、備考欄に記載されている場合もあります。
・申込者本人を扶養控除情報(その他)の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が2004/1/2~2004/4/1のいずれかの日(上記の例の場合。)である場合、さらに7,200円を控除します。
- 上記の例を用いた具体的な計算方法(この証明書の発行者[課税者]▲▲市では)を説明します。
- 上記③の基準については、障害者・寡婦又はひとり親・未成年のいずれでもなく、合計所得金額が135万円を超えるので、該当しません。
 - 上記④の基準については、計算結果182万円(=35万円×(1+3人)+32万円+10万円)となりますが、総所得金額等のほうが多いので、該当しません。
 - 上記③④の基準に当てはまらなかったため、上記⑤により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円×6%-6,000円+0円)×3/4=51,240円)から100円未満を切り捨て)になります。